

高知くらしの護身術

45

連帯保証人

借りた本人と同じ立場

(2007年2月14日掲載原稿)

資金の借入れをするのに保証人がいる。連帯保証人になって欲しいと友人から依頼されて、連帯保証人になる場合があります。

連帯保証人になる前の心構えとして

- ①借主とほとんど同じ立場になるとしておくこと
- ②借主に関する利息・違約金・遅延損害金など全て含むとしておくこと
- ③借主から連帯保証人に請求があるときは、債務者は既に返済が出来なくなっている状況に陥っていることが多く、連帯保証人は、常に一括返済ができる準備が必要としておくこと
- ④借主が自己破産して免責決定された場合でも連帯保証人は返済義務があるということ

一般に保証とは、債務者の支払い義務が履行出来なくなった時に、保証人が債務者に代わって債務を履行するという債権者と保証人との間の契約です。

連帯保証人は、保証人よりも責任が重く、「お金を借りたのは借主本人だから、まず本人に請求してくれ。」とか「まず、本人の財産から取り立てて駄目な時にこちらに請求してくれ。」などということを債権者に主張する権利はありません。

なお、保証契約をすることとなった場合の注意事項は、書面をもって契約をすること。

また、保証人が借主に代わって返済をしなければならなくなった時には、借主が債権者に二重に弁済をすることを防ぐなどのためにも、返済の前後に借主に通知を出しておくようにすることです。

結局、保証人が借主に代わって債権者に返済した時にこの返済金を回収する方法は借主の資力や財産しか対応能力がないということであり、借主の返済能力を把握しないまま保証人にはなるべきではないということです。